

## 国際バカロレア(IB)とは

国際バカロレア機構(本部:スイス・ジュネーブ)が提供する国際的な教育プログラム。特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した素養・能力を育成。

## 国際バカロレア(IB)の活用

- 世界150以上の国・地域、5,000校以上で国際バカロレアプログラムを実施(令和元年7月現在)。
- 高校レベルのディプロマ・プログラム(DP)は、国際的に通用する大学入学資格(IB資格)が取得可能であり、世界の大学入学者選抜で広く活用。
- IB資格を有する者には、日本の大学入学資格が認められる(平成31年文部科学省告示第12号)。
- 日本の大学においても、多くの大学がIBを活用した大学入試を導入(平成30年12月現在61大学で実施)。


### 【IBを活用した大学入試を導入している例】

- ・IB資格取得者・取得予定者のみを対象とした入試を実施している大学:  
岡山大学、金沢大学、筑波大学、広島大学、横浜市立大学 等

## 国際バカロレア(IB)の推進

国際バカロレア認定校等を2020年までに200校以上とする政府目標を掲げてIB導入を推進。

- 日本再興戦略(平成25年6月14日 閣議決定) 等
- まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日 閣議決定) 等
- 教育再生実行会議提言(第3次、第4次、第7次、第11次) 等

 これらを踏まえ、国際バカロレア・ディプロマ・プログラム<sup>※</sup>の導入を促進するための教育課程の特例措置を導入(平成27年文部科学省告示第127号)

※「国際バカロレア・ディプロマ・プログラム」は以下「IBDP」という。

## 2. 現行制度

### 現行の告示の概要

平成27年文部科学省告示第127号

- ①告示に列挙されている高等学校学習指導要領上の必履修科目及び総合的な学習の時間と科目について、当該IBDP科目の履修及び修得をもって必履修科目の履修及び修得に代えることができる。【特例告示「一」】

#### ※告示に列挙されている科目

IBDP科目	学習指導要領上の科目等	IBDP科目	学習指導要領上の科目等
マセマティカル・スタディーズ	数学Ⅰ	バイオロジー	生物基礎
マセマティックス	数学Ⅰ	ランゲージB	コミュニケーション英語Ⅰ
フィジックス	物理基礎	セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間※
ケミストリー	化学基礎		

※平成31年4月1日以降の入学生については「総合的な探究の時間」

- ②学校設定教科・科目として設置したIBDPの科目について、卒業に必要な単位数に算入できる上限を拡大する(20単位→36単位)。【特例告示「二」】
- ③国語以外の教科等について、英語による指導を行うことができる。【特例告示「三」】

制定から約4年経過し、現行告示を活用した取組や教育課程特例校制度を活用した取組等の実績が蓄積

### 教育再生実行会議第11次提言(令和元年5月17日)

「我が国における国際バカロレアの推進を図るため、学習指導要領の内容を確実に学びつつ国際バカロレア・ディプロマ・プログラムを無理なく履修することができ、より活用しやすい制度となるよう、現在の教育課程の特例を認める仕組みの改善を図る」

### 3. 改正の方向性

#### 改正の方向性

##### 現行告示

告示に列挙  
(無条件に代替)

フィジックス  
ケミストリー  
バイオロジー  
ランゲージB  
セオリー・オブ・ナレッジ  
マセマティカル・スタディーズ  
マセマティックス

科目の対応関係を  
求める場合は、教育  
課程特例校制度で  
対応

ヒストリー  
ジオグラフィー  
ミュージック  
ヴィジュアル・アーツ  
・

告示に列挙された科目の  
範囲を広げる一方、  
各IBDP科目において高等  
学校学習指導要領に定め  
る内容事項が適切に取り扱  
われていること、  
生徒の発達の段階や転出  
入に配慮がなされているこ  
と等の要件を付加

##### 改正後の告示

告示に列挙  
(要件付加)

＜改正後も引き続き列挙※＞

フィジックス  
ケミストリー  
バイオロジー  
ランゲージB  
セオリー・オブ・ナレッジ

＜IBDPカリキュラム改訂に伴う科目変更＞  
マセマティックス:A&A  
マセマティックス:A&I

＜教育課程特例校制度で対応実績あり＞  
ヒストリー  
ジオグラフィー  
ミュージック  
ヴィジュアル・アーツ

科目の対応関係を  
求める場合は、教育  
課程特例校制度で  
対応

※改正後も引き続き列挙する科目については、現行告示では無条件に代替を認めているため、改正後の告示で新たに規定する要件は既に満たしていることを通知等で示す。

## 4. 具体の告示改正案

### 告示改正案

※旧特例告示「二」「三」については、号番号がずれるのみで内容は変更しない。

- 告示に列挙されている高等学校学習指導要領上の必履修科目及び総合的な探究の時間とIBDP科目について、**基準を満たしている場合には**、当該IBDP科目の履修及び修得をもって必履修科目の履修及び修得に代えることができる。【改正特例告示「一」】

IBDP科目	学習指導要領上の科目等	IBDP科目	学習指導要領上の科目等
ヒストリー	世界史A, B	ケミストリー	化学基礎
ヒストリーHL	日本史A, B	バイオロジー	生物基礎
ジオグラフィー	地理A, B	ランゲージB	コミュニケーション英語Ⅰ
マセマティックス:アナリシス・アンド・アプローチ	数学Ⅰ	ミュージック	音楽Ⅰ
マセマティックス:アプリケーションズ・アンド・インタプリテーション	数学Ⅰ	ヴィジュアル・アーツ	美術Ⅰ
フィジックス	物理基礎	セオリー・オブ・ナレッジ	総合的な探究の時間

- 改正特例告示「一」に示す基準の内容は、次に掲げるとおり。【改正特例告示「二」】

- ① 高等学校学習指導要領に定める**内容事項が適切に取り扱われている**こと。
- ② **生徒の発達の段階**並びに**内容の系統性及び体系性**に配慮がなされていること。
- ③ その他、**生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮**がなされていること。

- 年内～年明けを目途に、公布・施行。